

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

DB年金に係る最近のトピックス

〈平成22年10月～平成23年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に編集致しました〉

平成23年4月



三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ年金ニュースより

1. DB年金の決算積立状況等(平成22年9月～12月決算先)

- 1-1. 継続基準 ……5頁
- 1-2. 非継続基準 ……7頁
- 1-3. 継続基準の予定利率 ……8頁
- 1-4. 運用実績(時価ベース利回り) ……9頁
- 1-5. 特別掛金の残余償却期間 ……10頁
- 1-6. 成熟度に関する指標 ……11頁

2. 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い

- 2-1. 受給権者への代替給付の設定について ……14頁
- 2-2. 受給権者への代替給付設定にかかる給付減額の取り扱い ……15頁
- 2-3. 旧基本プラスアルファ給付の全部または一部が残存するDB加入者の取り扱い ……16頁
- 2-4. 加算非適用者に対する取り扱い ……17頁
- 2-5. 主な行政確認事項と回答 ……18頁
- 2-6. ご参考 ……19頁

3. 東北地方太平洋沖地震に対処するための特例等について

- 3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について ……22頁
- 3-2. 東北地方太平洋沖地震にかかる規約変更、年金等の請求手続きについて ……27頁
- 3-3. 東北地方太平洋沖地震にかかる行政確認事項について ……28頁
- 3-4. 阪神・淡路大震災時の厚年基金の対応 ……30頁

4. その他のトピックス

- 4-1. DB年金向け監査の実施について ……32頁
- 4-2. 特別法人税の課税停止措置延長について ……33頁
- 4-3. 平成23年度の下限予定利率等の改正について ……34頁

5. 平成22年10月～平成23年3月の年金ニュース

……36頁

MUTB年金メールマガジンより

1. 退職給付会計

- 1-1. IASBの作業計画表の更新 ……39頁
- 1-2. IAS19号改正の適用時期など ……40頁
- 1-3. IFRSとのコンバージェンスを巡る論議～連単同時か連結先行か(2/2付日経記事「IFRSと日本」) ……41頁

2. 給付減額

- 2-1. 10/9付 日経記事「OB年金 黒字でも減額承認」について ……44頁
- 2-2. 10/18付 日経記事「企業年金の35%給付減額望む」について ……45頁

3. 年金確保支援法案の動向

……47頁

4. 閉鎖型適格年金の移行手続き簡素化

……49頁

5. 退職所得に関する税制改正

- 12/14付 日経記事「個人増税5500億円」について ……51頁

6. 運用3号

……54頁

7. その他

- 7-1. 12/21付 日経記事「年金5年ぶり減額」について ……57頁
- 7-2. 1/29付 日経記事「年金協定、新興国に拡大」について ……58頁

8. 当資料掲載の平成22年10月～平成23年3月のMUTB年金メールマガジン一覧

……61頁

三菱UFJ年金ニュースより



1. DB年金の決算積立状況等 (平成22年9月～12月決算先)

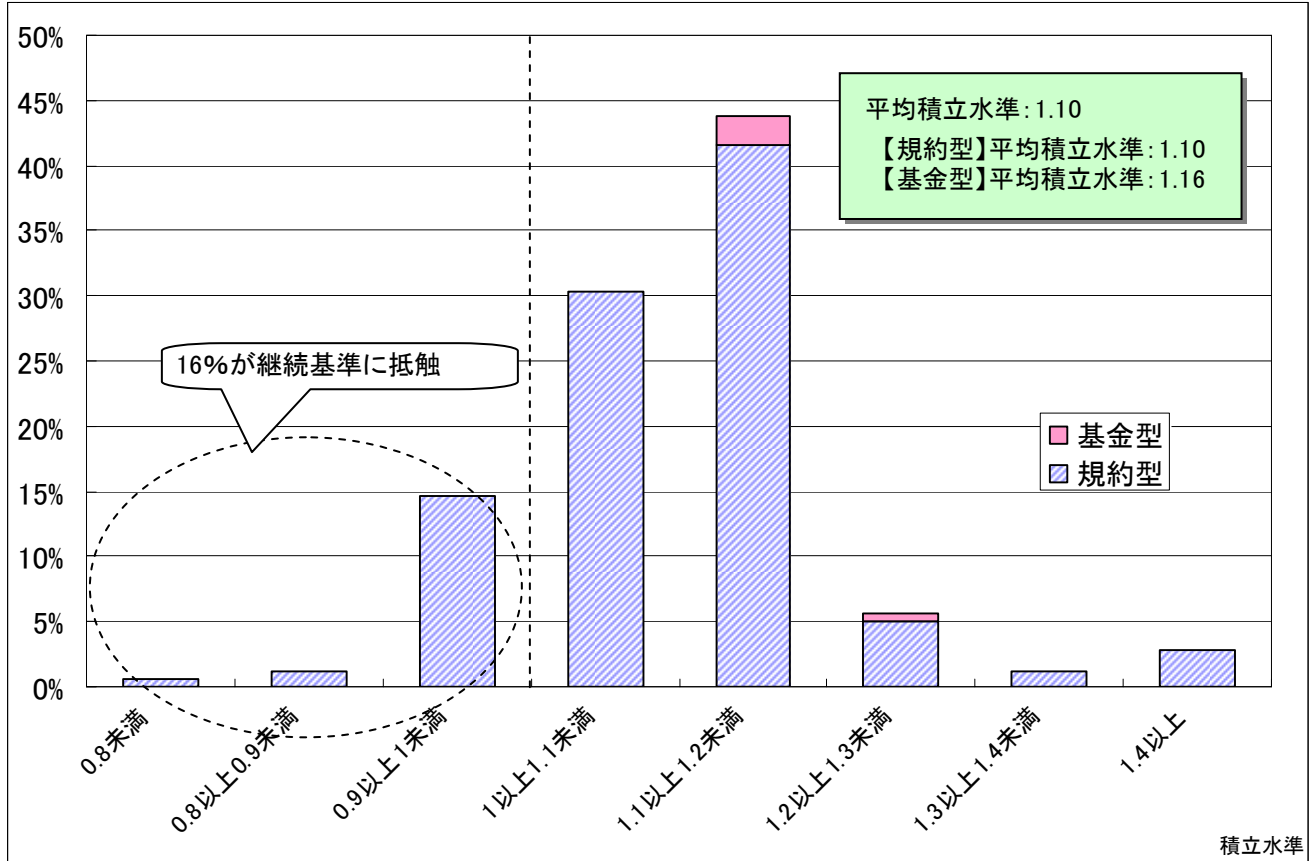


1-1. 継続基準

➤ 継続基準の積立水準※の平均 : 1.10

➤ 84%のDB年金が継続基準を充足

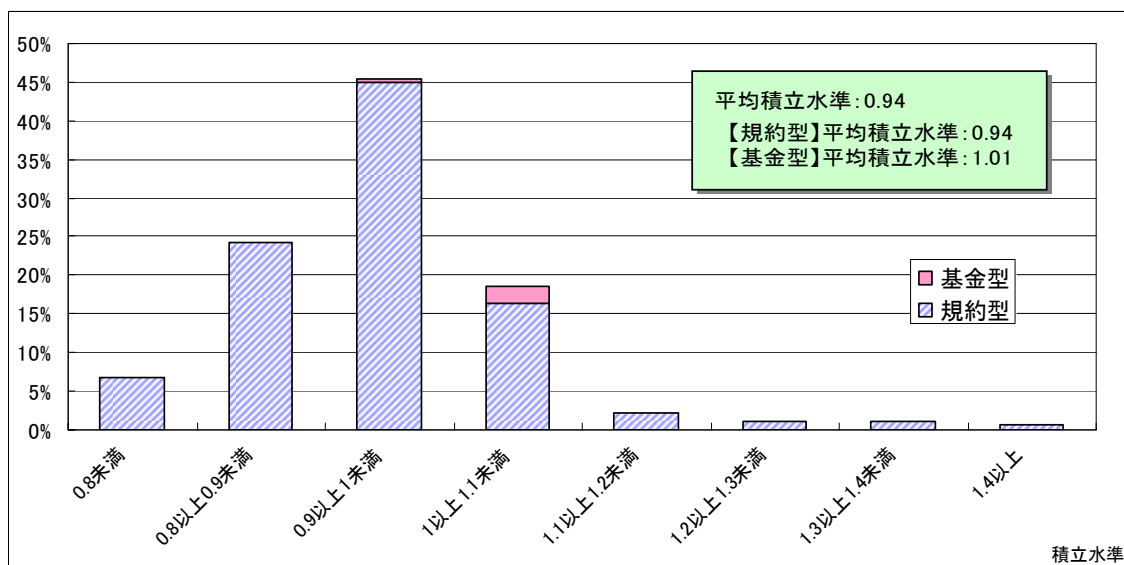
※継続基準の積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金



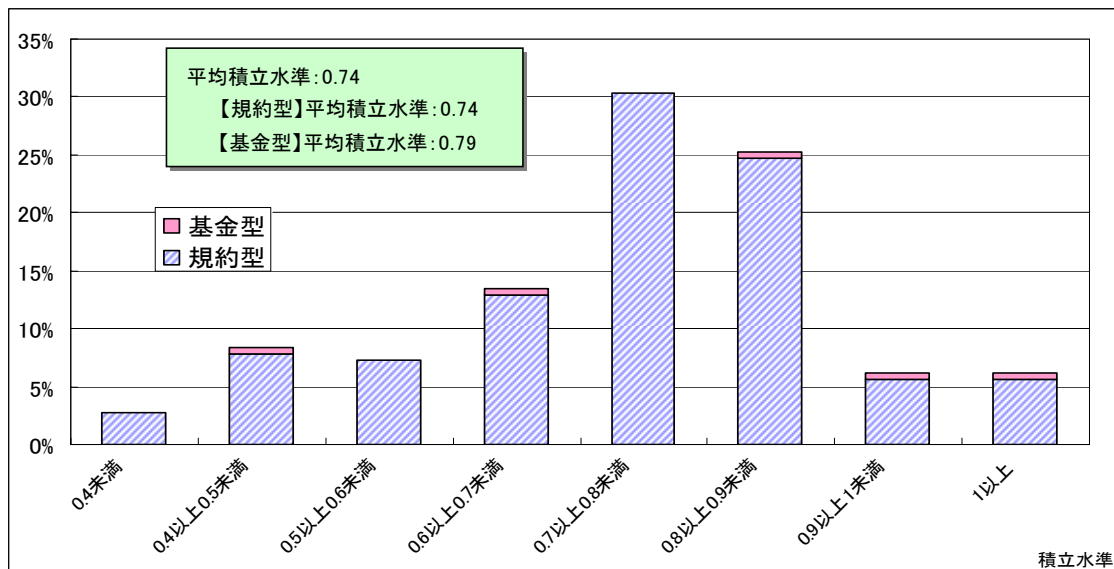
1-1. 継続基準

- 【ご参考1】は許容繰越不足金を除いた純粋な積立水準
- 【ご参考2】は適格年金における年金資産/責任準備金と類似の考え方による積立水準

【ご参考1】 数理上資産額/責任準備金



【ご参考2】 数理上資産額/数理債務

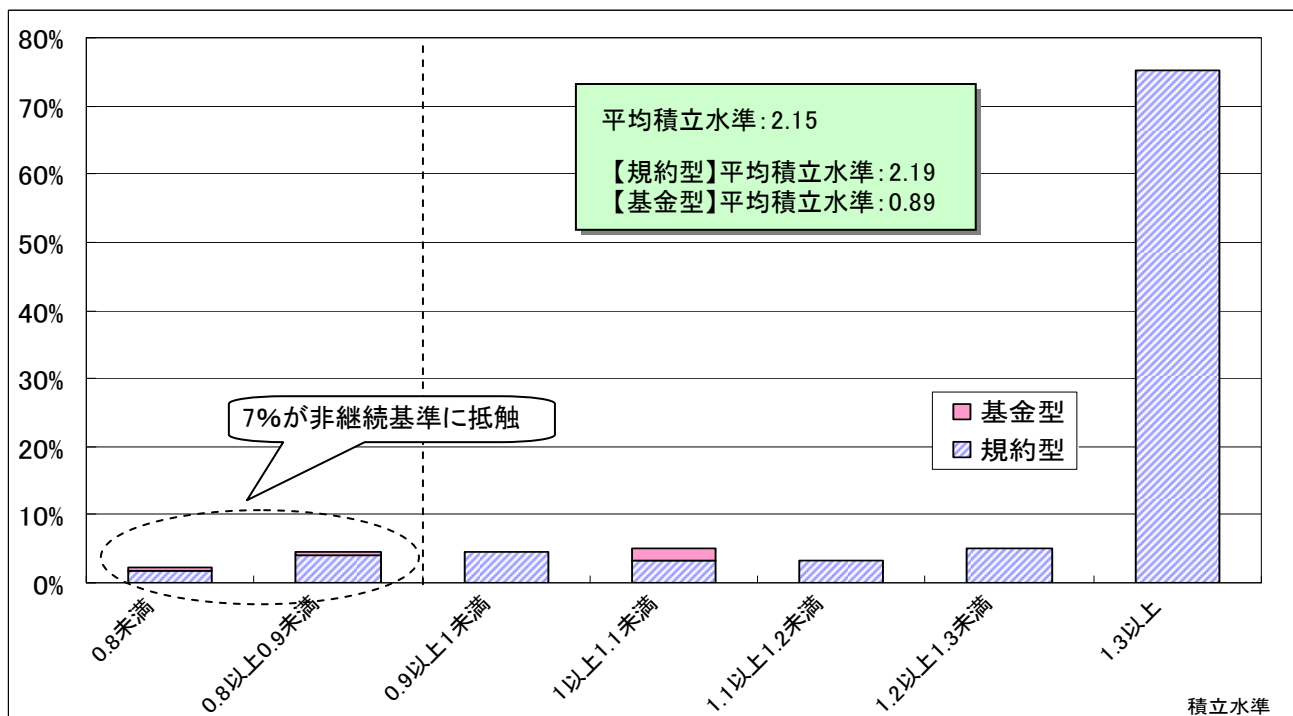


1-2. 非継続基準

➤ 非継続基準の積立水準※の平均 : 2.15

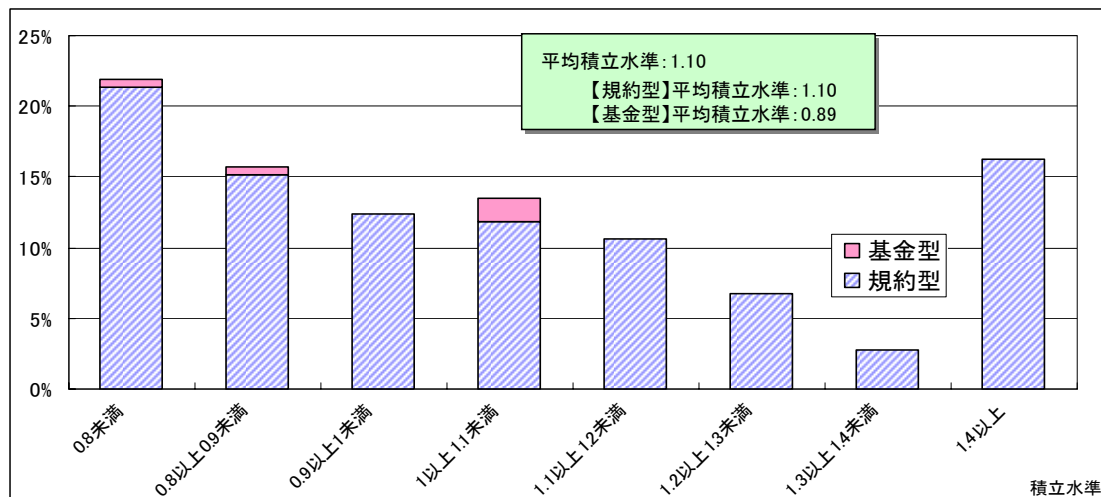
➤ 93%のDB年金が非継続基準を充足

※非継続基準の積立水準 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額(未認識額控除後)



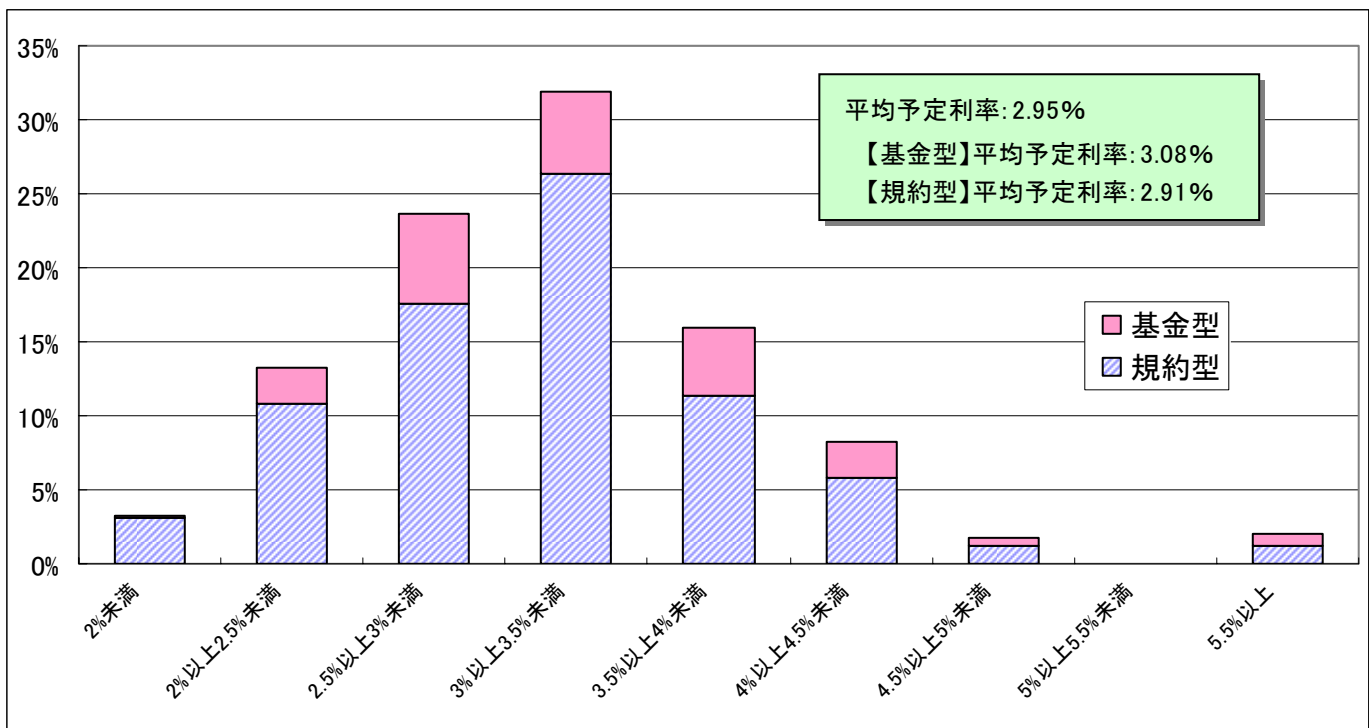
※積立水準が0.8以上0.9未満の場合でも、過去3事業年度のうち積立水準が0.9以上の事業年度が2回以上ある場合は、非継続基準に抵触しません。

【ご参考】純資産額/最低積立基準額(未認識額控除前)



1-3. 継続基準の予定利率

- 2.5%～3.5%の設定が中心
(集計対象は平成22年1月～12月の決算先)

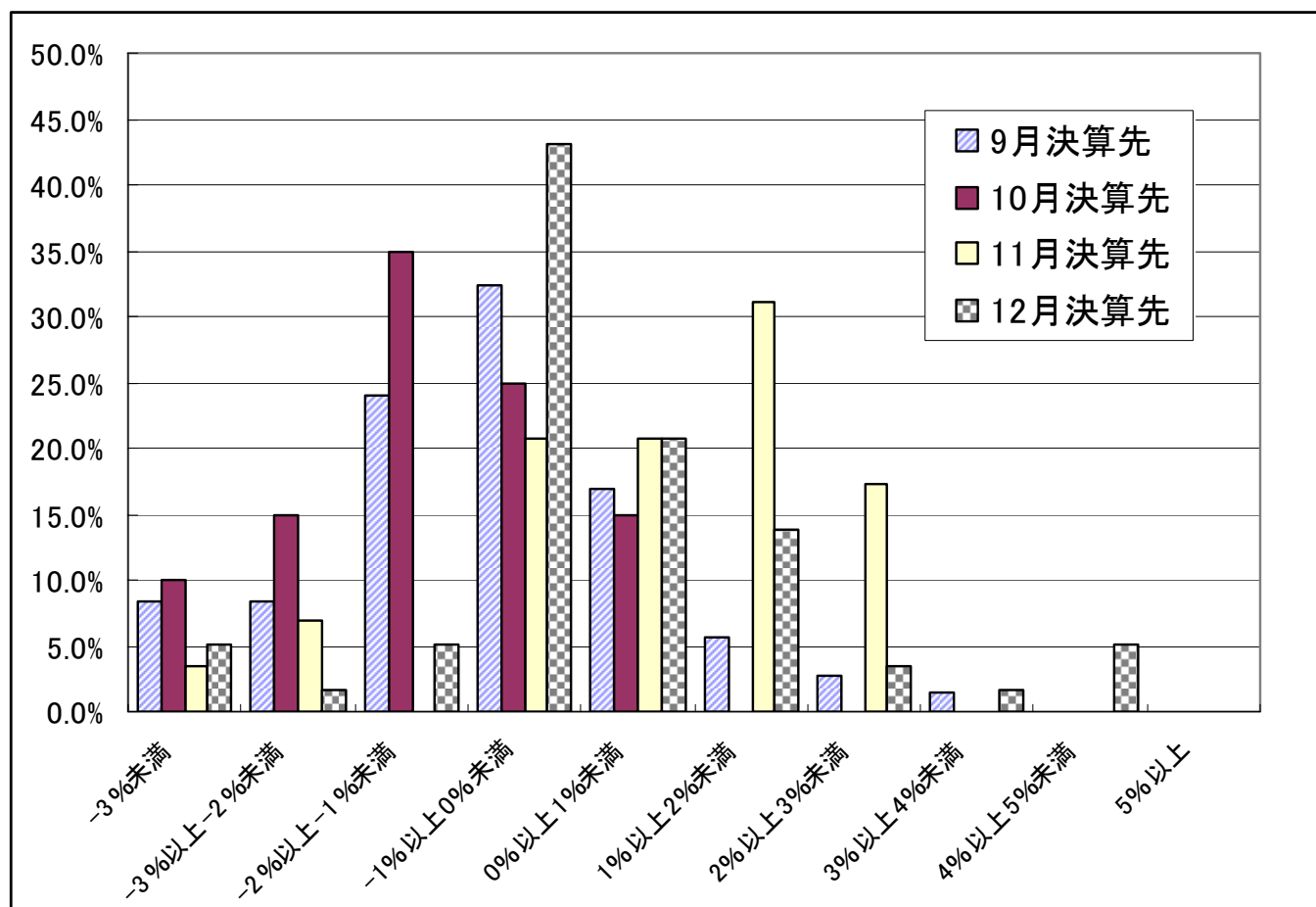


1-4. 運用実績(時価ベース利回り)

- 9月決算先～12月決算先の運用実績の分布はグラフの通り
- 制度の予定利率、ポートフォリオ等によりばらつき発生
- 平均運用実績

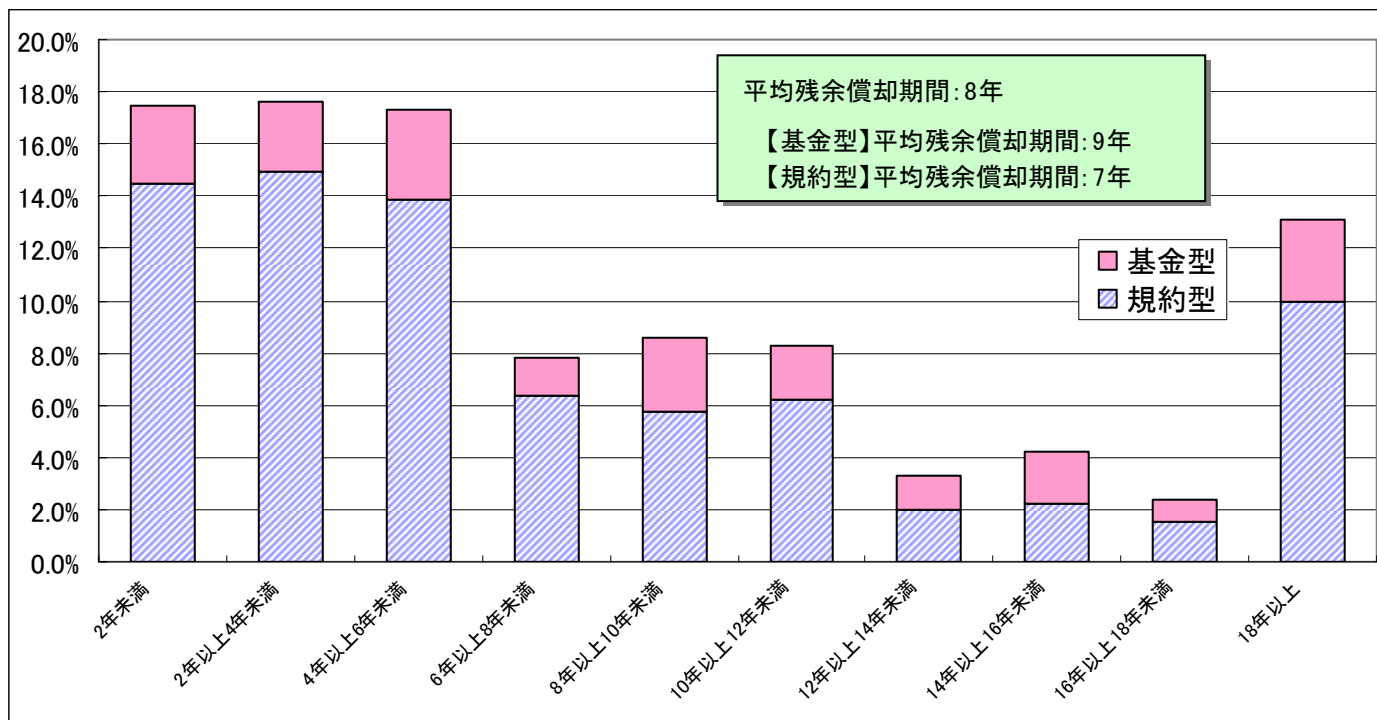
9月決算先:-1.05% 10月決算先:-1.26%

11月決算先:0.47% 12月決算先:0.12%



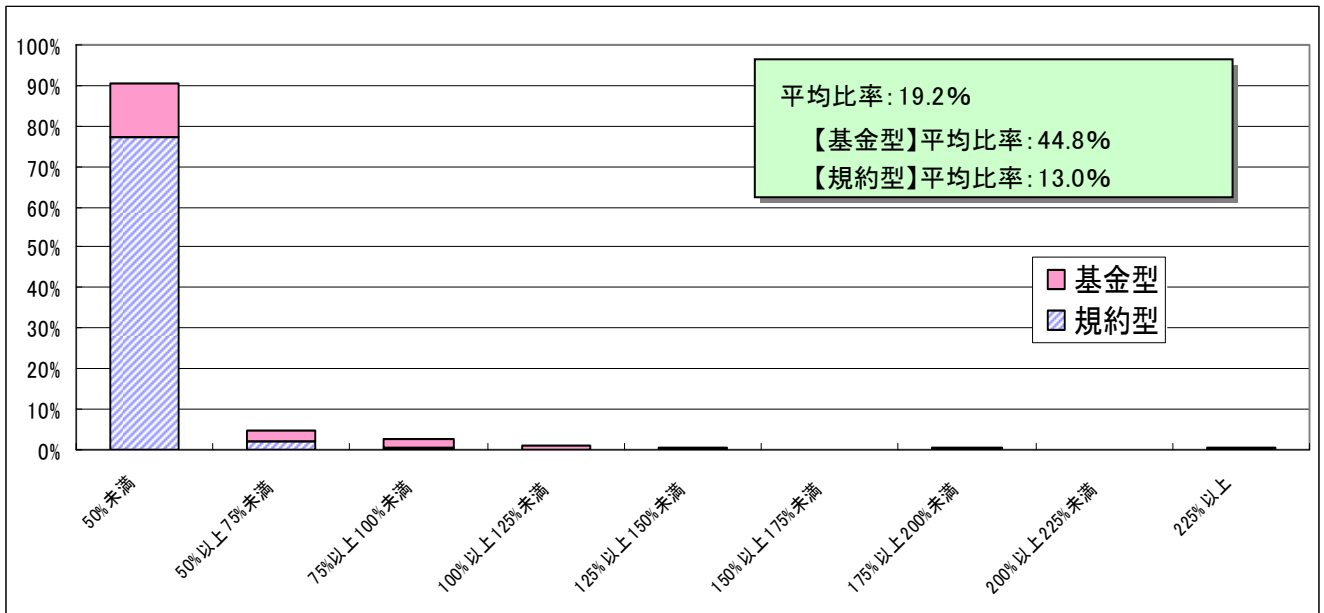
1-5. 特別掛金の残余償却期間

- 平均残余償却期間 : 8年
- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受け易くなる
(集計対象は平成22年1月~12月の決算先)



1-6. 成熟度に関する指標 ①受給者数/加入者数

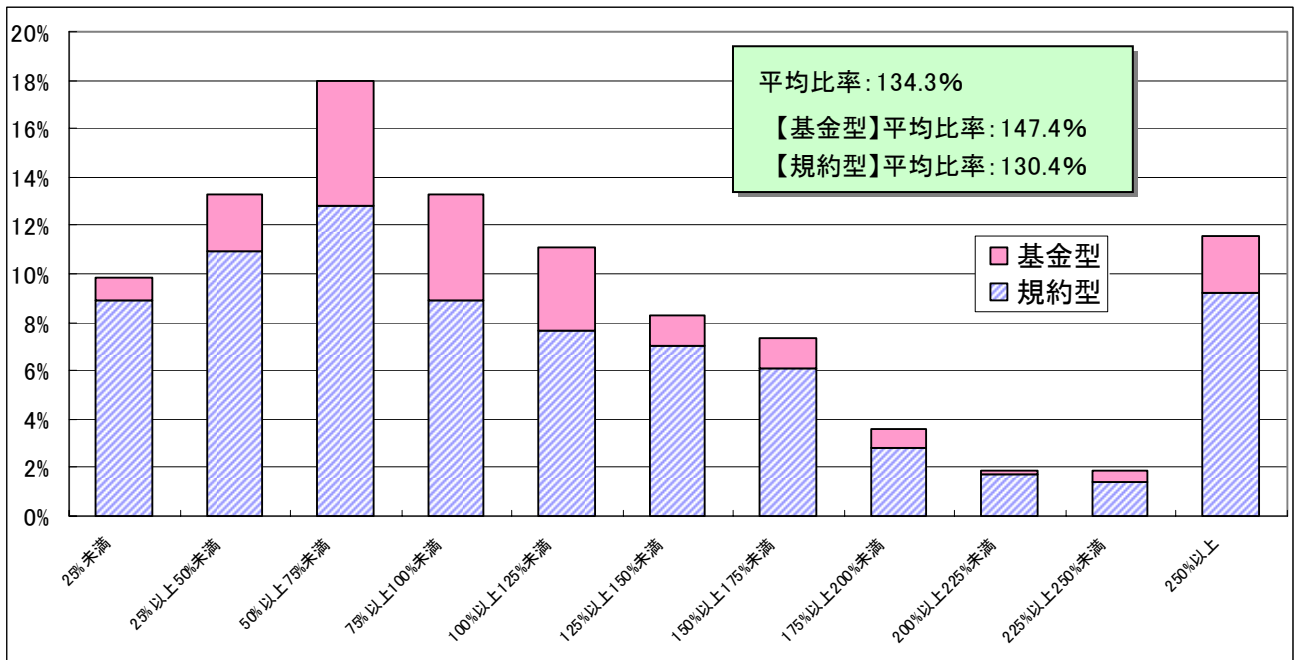
- 平均比率 : 19.2%
- 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象
- 成熟度をみるポイント: 毎年の変動の状況(急上昇していないか)や、その要因(新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等)
(集計対象は平成22年1月~12月の決算先)



1-6. 成熟度に関する指標 ②給付額/掛金額

➤ 平均比率 : 134.3%
 (集計対象は平成22年1月~12月の決算先)

- ・給付額＝一時金給付額＋年金給付額(発生ベース)
- ・掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金(発生ベース)



2. 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる 選択肢追加の取り扱い

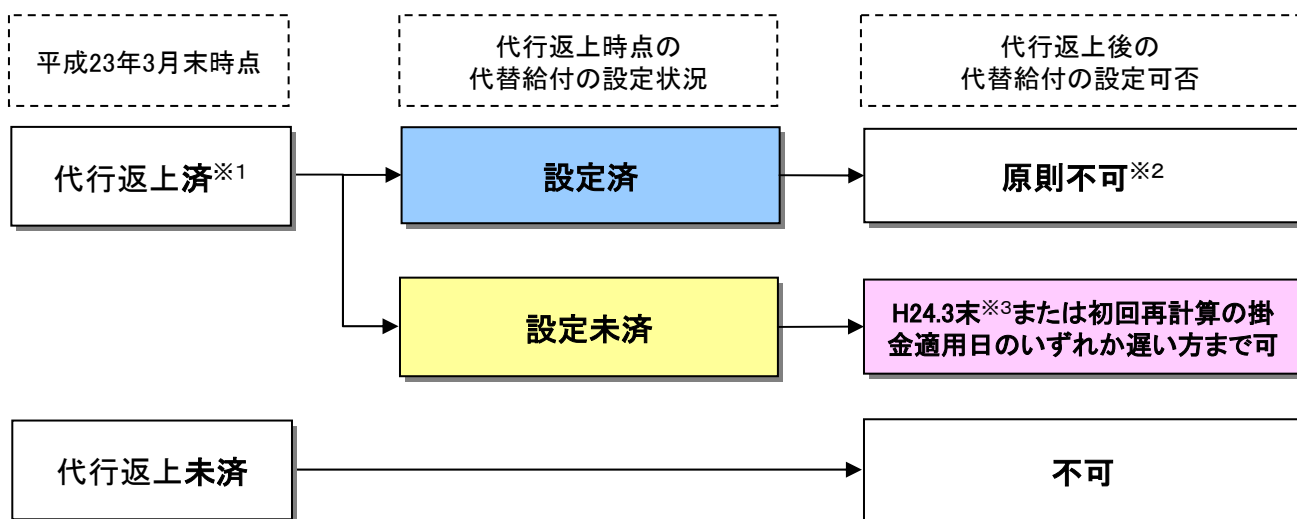


2-1. 受給権者への代替給付の設定について

- 代替給付の追加規定は、原則、代行返上時のみに可能※1
- 受給権者本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは、原則不可
- 平成23年3月末時点で代行返上済の場合でも、代行返上時に代替給付を設定していない場合は、平成24年3月31日または初回再計算の掛金適用日までに代替給付を設定することが可能(給付減額判定は必要)

受給権者への代替給付の設定可否

(下線部は今後行政照会結果により変更となる可能性があります)



※1 平成23年3月末時点で現に検討が進んでいる基金については、平成23年4月以降に代行返上する場合であっても平成23年3月末時点で代行返上している基金と同様の取扱いとなる。

⇒「現に検討が進んでいる」とは将来返上の認可申請済である等の状況が考えられます。

※2 代替給付を選択できる期間を規約に設けており、その選択期間が終了している場合には選択期間の延長や新たな代替給付の設定は不可。

選択期間が終了していない場合には対象者の公平に選択機会が与えられるように十分考慮したうえで平成24年3月末または初回定例財政再計算による掛金の適用日のいずれか遅い方までは延長・追加が可能(給付減額判定は必要)。

※3 平成24年3月末までに規約変更の認可申請をすることが必要。

2-2. 受給権者への代替給付設定にかかる給付減額の取り扱い

- 代行返上時に受給権者に対して代替給付を選択肢として追加する場合は、給付減額判定は不要(従来同様の取扱い)
- 代行返上後に受給権者に対し代替給付を選択肢として追加する場合は、旧基本プラスアルファと代替給付を比較し、給付減額の判定を行う。また、この場合には給付減額の理由として「代行返上」は使用できず、「経営悪化によるもの」や「掛金拠出困難によるもの」に該当する必要がある。(新たなルールの制定)
- 代行返上時に受給権者等が代替給付を選択する期間を限定した規約としていた場合、選択する期間を延長する規約変更のみを行う場合には、給付減額に該当しない。(従来同様の取扱い)

給付減額の取り扱い

代行返上と同時に代替給付を選択肢として追加

給付減額に該当しない※1

代行返上後に代替給付を選択肢として追加

給付減額判定が必要※2

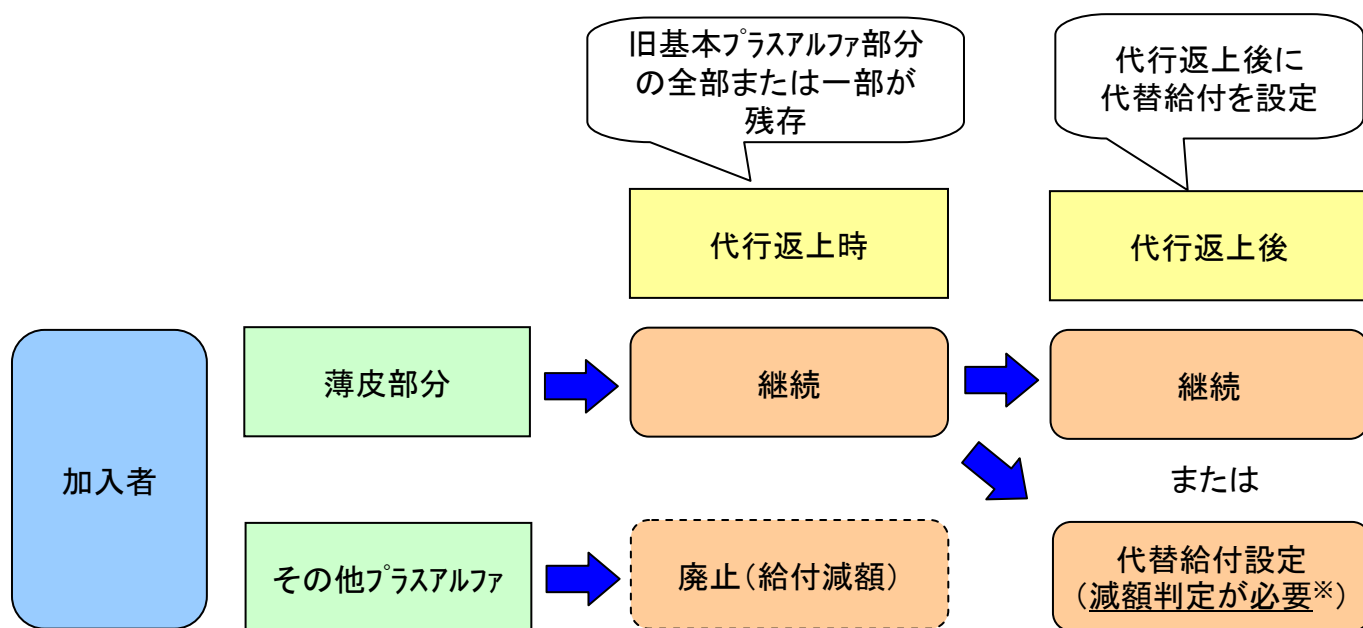
※1 代替給付の選択期間延長は給付減額に該当しない(但し選択期間が終了している場合には選択期間の延長は不可⇒前頁※2参照)。

※2 規約変更時点の基礎率を用いて算定した給付現価によって旧基本プラスアルファ部分と代替給付を比較する(平成24年3月末または初回定例財政再計算による掛金の適用日のいずれか遅い方までは最低積立基準額の比較は不要)。また、この場合には給付減額の理由として「代行返上」は使用できず「経営悪化によるもの」、「掛金拠出困難によるもの」に該当する必要がある。

2-3. 旧基本プラスアルファ給付の全部または一部が残存するDB加入者の取り扱い

- 旧基本プラスアルファ給付の全部または一部が残存するDB加入者に、代行返上後に代替給付を新たな選択肢として追加する場合は、給付減額の判定が必要
- 本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは、代行返上の時期にかかわらず不可

<旧基本プラスアルファ部分のうち「薄皮部分」が残存するケースの例>



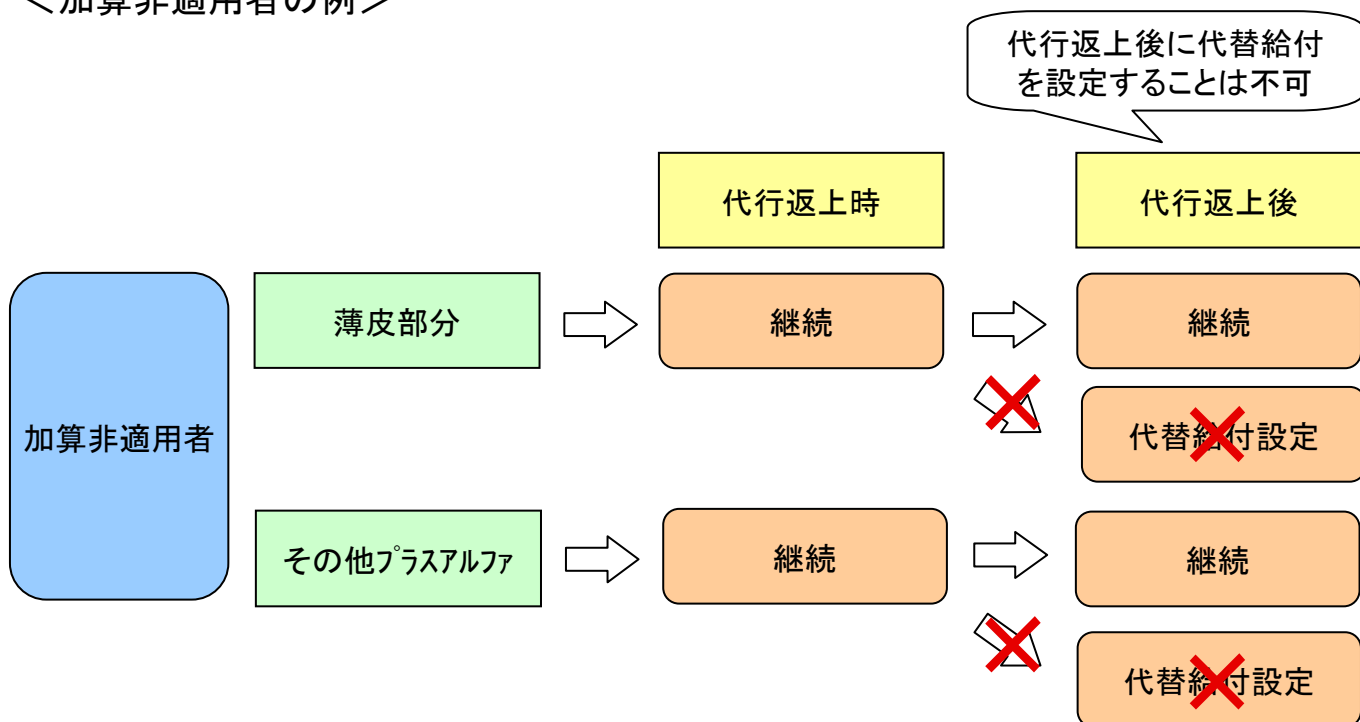
※ 規約変更時点の基礎率を用いて算定した給付現価によって旧基本プラスアルファ部分と代替給付を比較する(平成24年3月末または初回定例財政再計算による掛金の適用日のいずれか遅い方までは最低積立基準額の比較は不要)。また、代行返上後に代替給付を設定する場合は給付減額の理由として「代行返上」は使用できない。

2-4. 加算非適用者に対する取り扱い

- 旧厚年基金の加入員でDB年金の加入者の範囲から除外された者を「加算非適用者」という。
- 代行返上後に加算非適用者に代替給付を追加することは不可
- 本人の選択によらず旧基本プラスアルファ部分を廃止し代替給付を設定することは、代行返上の時期にかかわらず不可

(下線部は今後行政照会結果により変更となる可能性があります)

<加算非適用者の例>



2-5. 主な行政確認事項と回答

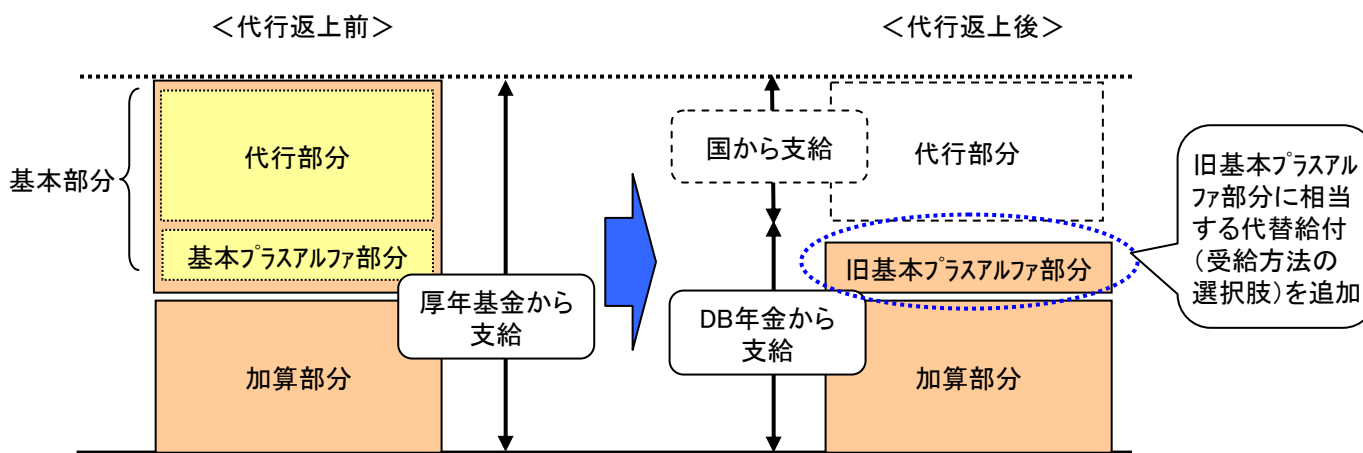
➤ 確認事項と回答は以下の通り

代行返上と同時の代替給付設定	回答
<p>(1) 代行返上と同時に旧基本プラスアルファ部分に対する代替給付を選択肢として設定する場合には、代替給付と従来の給付を比較することなく給付減額に該当しないものとして取り扱ってよいか。</p>	<p>(1) よいです。</p>
代行返上後の代替給付設定	回答
<p>(1) 代行返上時に代替給付を設定している場合において、代行返上時に設定した代替給付とは別の代替給付を新たに設けること(例:代行返上時に代替給付として5年確定年金を設定。その後、新たに10年確定年金の代替給付を設定する。)は、平成24年3月末(または初回定例財政再計算による掛金の適用日)までの規約変更であるか否かに関わらず可能か。</p> <p>(2) 代行返上後に旧基本プラスアルファ部分に対する代替給付を選択肢として設定する場合、平成24年3月末(または初回定例財政再計算による掛金の適用日)以前の規約変更に関し、代替給付と従来の給付を規約変更時点のDBの予定利率・死亡率(継続基準)を用いて算定した給付現価により比較し、代替給付が下回らなければ給付減額と取り扱う必要がないと理解してよいか。</p>	<p>(1) 代行返上時に代替給付を設定しており、選択期限が終了している場合は、認められません。選択期限が終了していない場合は、対象となる者に公平に選択機会が与えられるよう十分考慮した上で追加することは可能です。</p> <p>(2) よいです。</p>
給付減額の判定	回答
<p>(1) 代替給付の選択肢の追加に関して、代行返上時の変更は給付減額判定が不要とされているのと同様に、代行返上後の規約変更も給付減額判定を不要としていただきたい。</p>	<p>(1) 代行返上時に給付減額判定を不要としているのは、代行返上という大きく制度を変えるタイミングに、代行部分に合わせて単純終身となっていた薄皮部分及び独自給付部分については、異なる支給方法の選択肢を設けることを減額判定なしに認めるという趣旨であり、代行返上後も認められるものではありません。</p>

2-6. ご参考

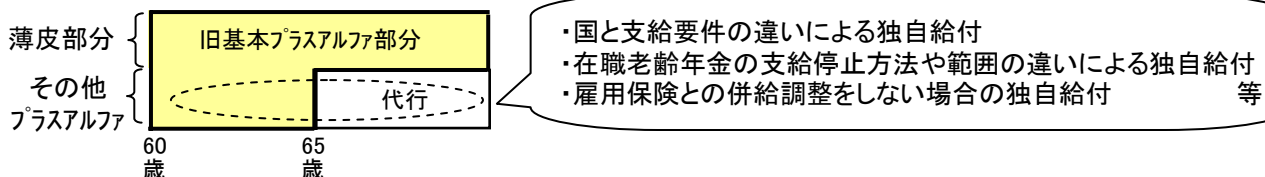
《ご参考① 代替給付とは》

- ✓ 「代替給付」とは旧厚年基金の基本プラスアルファ部分(いわゆる「薄皮部分」と薄皮部分以外の「その他プラスアルファ」)を代替する給付のことをいう。
- ✓ 旧基本プラスアルファ部分は終身年金で支給され、かつ加算型の場合には給付額が小額であるため、代行返上時には旧基本プラスアルファ部分に相当する5年等の有期年金の選択肢を設けるケースが多い。
- ✓ 従来より「受給権者」に対して代替給付の選択肢を追加し、受給権者の意思により選択する場合は代行返上時、代行返上後に関わらず給付減額には該当しない取り扱いとされていた(これまでの取り扱い)。



《ご参考② 旧基本プラスアルファ部分とは》

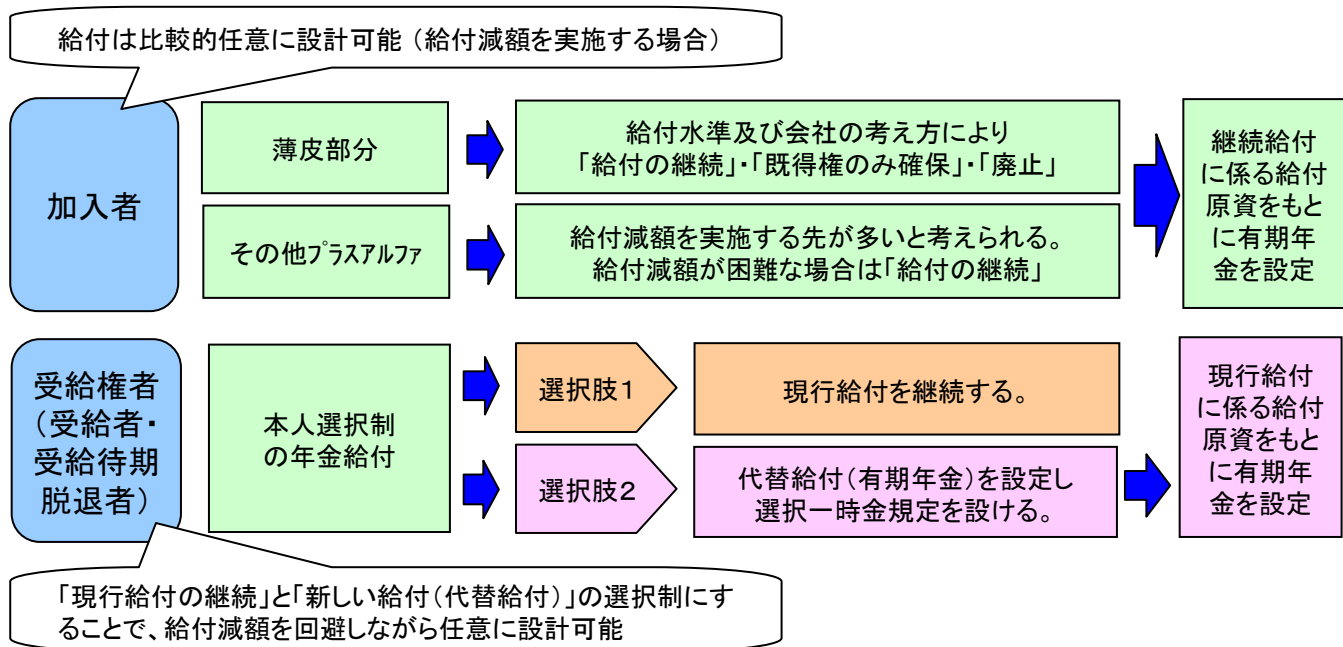
- ✓ 旧基本プラスアルファ部分とは旧基本部分にかかる旧基金の独自給付部分のことを言い、国の代行部分との給付乗率の差による「薄皮部分」と、薄皮部分以外の「その他プラスアルファ」がある。
- ✓ 「その他プラスアルファ」には、国と基金の支給要件の違いによるもの、在職老齢年金の支給停止方法や範囲の違いによるもの、雇用保険との併給調整の有無によるもの等がある。



2-6. ご参考

《ご参考③ 代行返上時の主な制度設計》

- ✓ 加入者の給付は代行返上を理由とした給付減額が認められており、一般的には薄皮部分・その他プラスアルファともに廃止するケースが多い。
- ✓ 受給権者に対しては代行返上を理由とした給付減額が認められていないため、「現行給付の継続」か「代替給付」の選択制を採用するケースが多い。
- ✓ これまで「現行給付」に加えて「代替給付」を設定することは、受給権者の選択肢が拡大するものであり「代行返上時」または「代行返上後」のいずれにおいても認められていたもの（給付減額にも該当しない）



3. 東北地方太平洋沖地震に対処するための特例等について



3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について

- 厚生労働省は東北地方太平洋沖地震関連の通知※を発出(厚生年金基金関連)

※「東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」(平成23年3月16日:年企発0316第1号)

1. 年金給付関係

- ①現況届の提出期限の延長
- ②支払通知書等の速やかな再交付

2. 掛金関係

- ①納付期限の延長について

延長の対象となる地域及び納付期限は厚生年金基金の公示により定められますが、その場合の具体的な取扱いはおって行政から示されます。

- ②掛金等の納付猶予について

被災した事業所が掛金の納付が困難な場合は、必要に応じて納付猶予ができますが、その場合の具体的な取扱いはおって行政から示されます。

3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について

- 厚生労働省は今回の災害に関し、前頁の通知に加え、政令※¹の公布および通知※²の発出を実施
- 企業年金制度等における法令上の義務(代議員会の招集、業務報告書の提出等)のうち、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来するものが履行できなかったことにより、刑事上、行政上の責任が問われる場合であっても、平成23年6月30日までに義務が履行されたときには、免責される。
- 民事上の責任は対象とされない。

※1 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」平成23年政令第19号

※2 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する『特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律』の企業年金制度等への適用について」平成23年3月29日年企発0329第1号

通知上明記されていませんが、行政から以下3点を確認しております。

1. 次頁以降掲載の《ご参考》に記載の義務内容以外にもこの措置を適用できる可能性があるため、地方厚生局に個別相談可能であること
2. 規約申請の期限については、行政で要する標準処理期間を通知で設定しているものであり、基本的に規約変更等の実施時期を見直して欲しいこと
3. 政府負担金の申請手続・実績報告については、毎年度当初に発出の通知で言及予定であること

3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について

ご参考

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金令第3条、第4条、第42条	厚生年金基金の公告	(設立の場合)4週間以内 (変更の場合)2週間以内 (解散の場合)2週間以内
第117条第5項	代議員会の招集	招集の請求があった日から20日以内
第126条第2項	同時に二以上の基金の設立事業所に使用される者の選択	10日以内
第147条の3第1項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日から2箇月以内
第161条第1項 ・第182条第3項	企業年金連合会の解散基金からの責任準備金相当額の徴収	催促状に指定する期限
第174条(第98条第4項の準用)	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金規則第56条第1項、第2項	報告書の提出	(業務報告書)毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで (運用報告書)翌事業年度5月15日まで
厚生年金基金令第38条	予算の届出	事業年度開始前

3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について

確定給付企業年金法

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、9条、58条 第86条	企業年金基金の公告 規約型企業年金の規約の失効	(設立の場合)4週間以内 (変更の場合)2週間以内 (解散の場合)2週間以内 30日以内
第89条の3	清算人の債権の申出の催告等	清算人の就職の日から2月以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内
第100条第1項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内
確定給付企業年金法施行令第12条第1項	代議員会の招集	招集の請求のあった日から20日以内

確定拠出年金法

条文	義務内容	期日等
第13条第2項	同時に二以上の企業型年金加入資格を有する者の選択	10日以内
第16条第1項 ・確定拠出年金法施行規則第11条	企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項の通知	5日以内
第21条第1項	企業型年金を実施する事業主の掛金の納付	招集の請求のあった日から20日以内
第47条	企業型年金の規約の失効	30日以内
第50条 ・確定拠出年金法施行規則第27条	事業主の業務報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内
第80条第3項、第81条第3項、第82条第2項、第83条第2項 ・確定拠出年金法施行令第45条の2	個人別管理資産の移換	当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して6月以内
第92条第1項	運営管理機関の登録事項の変更の届出	2週間以内

3-1. 東北地方太平洋沖地震にかかる特例について

第93条	運営管理機関の廃業等の届出	30日以内
第102条・確定拠出年金運営管理機関に対する命令第12条	運営管理機関の業務報告書の提出	毎事業年度終了後3月以内
第113条第1項	個人型年金加入者又は受給権者の死亡届出	10日以内

国民年金法

条文	義務内容	期日等
第121条 ・国民年金基金令第6条、7条、36条	国民年金基金の公告	(設立の場合)4週間以内 (変更の場合)2週間以内 (解散の場合)2週間以内
第122条第6項	代議員会の招集	招集の請求があった日から20日以内
第127条の2 ・国民年金基金規則第8条第1項、第10条、第11条	加入員の資格の取得・喪失・種別・氏名・住所の変更	14日以内
第137条の2の2第1項	清算人の債権の申出の催告	清算人の就職の日の2箇月以内
第137条の10第6項	評議員会の招集	招集の請求があった日から20日以内
第138条(第105条第4項の準用) ・国民年金基金規則第9条、第20条第1項	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権者の死亡届出	14日以内
第140条 ・国民年金基金規則第44条第1項、第2項	基金の報告書の提出	(業務報告書)毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで (運用報告書)翌事業年度5月15日まで
国民年金基金令第27条 ・国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第8条	予算の認可	事業年度開始の1月前

3-2. 東北地方太平洋沖地震にかかる規約変更、年金等の請求手続きについて

- 厚生労働省は標記に係る通知※を発出。以下の取り扱いが可能に
 - ・ 規約変更に伴う手続き(厚年基金、DB年金)について
被災地域の基金は、代議員会開催が困難な場合、理事長専決により行うこと
その場合、次回の代議員会にて専決内容を報告する。
 - ・ 年金等の請求手続き(厚年基金、DB年金、DC)について
被災地域に住所地を有する加入者に係る年金等の裁定請求は添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと

※「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」平成23年3月29日年企発0329第2号

3-3. 東北地方太平洋沖地震にかかる行政確認事項について

➤ 確認事項と回答は以下の通り

① 報告書等の提出・規約申請等について

厚年・DB・DC

要望	回答
期限までの提出が困難な場合には、決算報告書等の行政宛提出書類につき提出期限を延長していただきたい。	「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律」(平成8年法律第85号)及び「同法に基づき、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)が定められており、これらにより、法令上の義務の履行の遅れについては、6月29日までに義務を履行すれば、行政上の責任を逃れることとされており、提出期限の延長は可能。
期限までの提出が困難であったり、全ての必要書類を揃えることができない場合には、規約申請(事前申請を含む)や予算届出に関して必要書類の添付の猶予や申請・届出期限を延長する等していただきたい。	<p>関連通知 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の企業年金制度等への適用について」(平成23年3月29日年企発0329第1号)</p>

② 代議員会運営・裁定請求の簡素化等について

厚年・DB・DC

要望	回答
代議員会の開催等が困難な場合には、予算編成や規約変更等を理事長専決により行うことを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。	通知において周知することとしたい。
全ての必要書類を揃えることができない場合には、裁定請求に係る添付書類の簡素化等の弾力的な取扱いを認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。	<p>関連通知 「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」(平成23年3月29日年企発0329第2号)</p>

3-3. 東北地方太平洋沖地震にかかる行政確認事項について

③掛金等の納付期限延長及び納付猶予について

DB

要望	回答
平成23年3月16日通知により厚生年金基金に認められたのと同様に、掛金等の納付期限延長および納付猶予を認めていただきたい。また、法令上それが可能である場合はその旨を周知いただきたい。	DBでは、掛金の納付期限は規約において定めることとなっていることから、規約変更等により個別に対応することとなる。

④脱退一時金の請求要件緩和等について

DC

要望	回答
震災による経済的損失に加えて給与等による安定収入を得ることが困難になった場合については脱退一時金の請求要件を緩和する等を行っていただきたい。	DCについては、受給開始年齢まで引き出しをすることができないことを要件に税制優遇措置が行なわれており、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件を緩和する場合、この原則に反することとなる。そのため、震災による経済的困難について、脱退一時金の請求要件の緩和を行うことは予定していない。

⑤廃止期限に係る特例について

適年

要望	回答
適格退職年金について、廃止期限までに他の企業年金制度等に円滑に移行できるような措置を講じていただきたい。もしくは廃止期限を延長いただきたい。	適格退職年金については、平成24年3月末の廃止期限に向けて、他の企業年金制度等への円滑な移行措置を図っているところであり、受託保証型DBに係る省令改正等を通じて円滑な移行を図ってまいりたい。なお、適格退職年金の廃止は平成13年から10年の廃止期限を設けており、廃止期限の延長は予定していない。

3-4. 阪神・淡路大震災時の厚年基金の対応

➤ 以下の通り、掛金・給付等に関する特例措置が実施された。

- ・掛金 : 免除保険料相当額を免除可能(加算部分は各基金の自由とされた)
- ・給付 : 免除期間は給付に反映される
- ・対象 : 以下に該当する事業主※1
 - ①震災時に特定被災区域※2に所在していること
 - ②震災で報酬の支払いに著しい支障が生じていること
- ・手続き : 上記事業主からの申出
- ・期間 : 震災時(平成7年1月)から同12月まで
- ・規約 : 変更要だが、理事長専決で可とされた
- ・法令等 : 法律※3、政令※4、通知※5が発出された

※1 以下※3の法律により都道府県知事が認めた事業主

※2 震災により災害救助法が適用された地域(東北地方太平洋沖地震における適用地域は以下ご参照)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

※3 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成7年3月1日法律第16号)

※4 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令(平成7年3月1日政令第42号)

※5 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の事務処理等について(平成7年3月3日企国発第32号)

4. その他のトピックス



4-1 . DB年金向け監査の実施について

- 地方厚生(支)局による監査の具体的内容が決定
- 平成22年度より開始

地方厚生(支)局が行う監査の概要

	一般監査		特別監査
	書面監査	実地監査	
対象	設立から概ね3年を経過しているDB年金の中から地方厚生局が選定するもの	書面監査を行ったDB年金のうち、事実確認等を行う必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者や加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があったDB年金のうち特別に監査を行う必要があるもの ・ 実地監査において是正等の命令を行ったDB年金のうち特別に監査を行う必要があるもの
実施方法	地方厚生局から送付される書面にDB年金が記入し、提出	地方厚生局の監査職員が事業所等に赴き書類の閲覧や関係者からの聴取等を行う	
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度より開始 ・ 毎年度、4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期として、半期毎に実施 		

4-2. 特別法人税の課税停止措置延長について

- 特別法人税の課税停止措置を平成26年3月末まで延長することを閣議決定
- つなぎ法案の成立により、課税停止措置を暫定的に平成23年6月末まで延長
- 平成23年度は特別法人税が課されないことが確定

- ・特別法人税の課税停止措置を「平成26年3月31日」まで延長する旨が盛り込まれた税制改正法案※1については、平成23年1月に国会提出されたものの審議未了であり、成立の見通しは立っておりません。
- ・暫定措置として、特別法人税の課税停止措置の延長など、平成23年3月31日で期限切れとなる租税特別措置の期限を3ヶ月延長する「つなぎ法案※2」が平成23年3月31日に成立しました。
- ・結果として、平成23年4月1日に開始する受託機関の事業年度内の積立金(年金資金)には特別法人税が課されないことになりました。

※1: 所得税法等の一部を改正する法律案

※2: 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案

《ご参考》

特別法人税とは・・・

企業年金(DB年金、適格退職年金等)の積立金(年金資産)に対して課せられる税金で、税率は1.173%〔国税1%、地方税0.173%(標準税率)〕です。

企業年金に対して事業主が拠出する年金掛金は損金算入が認められていますが、従業員の給与所得には算入されず、給付を受ける段階まで課税が繰り延べられています。その期間の繰延べによる利益、すなわち、税金の納付を延期するための利子相当分を、年金積立金を運用する法人に課税するものです。

4-3. 平成23年度の下限予定利率等の改正について

▶ 継続基準の下限予定利率：年1.1%※1

▶ 非継続基準の予定利率：年2.32%※2

⇒ 一定の手続き※3を前提に年1.856%～2.784%の範囲内で設定可能

※1 平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正

※2 平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正

※3 基金型DB：代議員会の議決

規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意

(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

- ・継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(1.187%)と5年平均(1.502%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ・非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.324%)を勘案して設定されています。

年度	適格年金 (下限予定利率)	厚生年金基金			確定給付企業年金	
		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
			代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ 部分		
H21	1.5%	1.5%	△3.54%	2.44% (1.952%～2.928%)	1.5%	2.44% (1.952%～2.928%)
H22	1.3%	1.3%	△6.83%	2.38% (1.904%～2.856%)	1.3%	2.38% (1.904%～2.856%)
H23	1.1%(予定)	<u>1.1%</u>	7.54%	<u>2.32%</u> (1.856%～2.784%)	<u>1.1%</u>	<u>2.32%</u> (1.856%～2.784%)

(注) 下線部が今回明らかになった箇所。非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記(例 H21年度：4～12月 3.54%、翌1～3月 6.83%)。

5. 平成22年10月～平成23年3月の年金ニュース



5. 平成22年10月～平成23年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年10月	・指定基金の判定、健全化計画についての照会事項の回答(まとめ)【厚年】 (No.229)	(○)	(○)		
平成22年11月	・DB年金向け監査の実施について(通知発出)【DB】 (No.230)	○			
平成22年12月	・平成23年度予算編成に係る通知発出【厚年】 (No.231)				(○)
	・指定基金の公表について【厚年】 (No.232)	(○)			
	・特別法人税の凍結延長(平成26年3月末まで)について【厚年、DB、適年、DC】 (No.233)				○
	・DB年金の平成22年9月決算積立状況等【DB】 (No.234)		○		
	・平成23年の最低責任準備金の付利率について(告示改正)【厚年】 (No.235)		(○)		
平成23年1月	・DB年金の平成22年10月決算積立状況等【DB】 (No.236)		○		
平成23年2月	・DB年金の平成22年11月決算積立状況等【DB】 (No.237)		○		
平成23年3月	・代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にかかる選択肢追加の取り扱い【厚年、DB】 (No.238)			○	
	・東北地方太平洋沖地震を受けての足許での課題の整理【厚年、DB】 (No.239)				○
	・DB年金の平成22年12月決算積立状況等【DB】 (No.240)		○		
	・東北地方太平洋沖地震にかかる特例について【厚年、DB、DC】 (No.241)	○			
	・東北地方太平洋沖地震にかかる規約変更、年金等の請求手続きについて【厚年、DB、DC】 (No.242)	○			
	・平成23年度の予定利率の改正について【厚年、DB】 (No.243)		○		

※ ()はDB年金以外に関する事項です。

MUTB年金メールマガジンより



1. 退職給付会計



1-1. IASBの作業計画表の更新

- 現在見直しを進めている会計基準に係る作業計画表を更新
- IAS19号改正の公表は2011年4月

～以下、メールマガジン転載～

国際会計基準委員会 (IASB) が会計基準作成の作業計画表を更新しましたのでその概要をご案内します。

IASBでは退職給付に関する会計基準 (IAS19号)を含めて、財務諸表の表示、金融商品、収益の認識など様々な会計基準の見直しを行なっています。主要な項目については、現在の理事の任期満了前(2011年6月末)までに見直すこととしていましたが、そのスケジュールを一部変更する作業計画表が3月28日に公表されました。

主な項目に関する見直し後のスケジュールは以下のとおりです。

2011年4月に公表されるもの

- ・退職給付会計 (IAS19号)
- ・財務諸表の表示 (その他の包括利益の表示)
- ・公正価値
- ・ジョイントベンチャー

2011年6月末までに公表されるもの

- ・連結 (一部は4月に公表)

2011年7月以降12月末までに公表されるもの

- ・金融商品 (減損・ヘッジ会計・純額表示)
- ・リース
- ・収益認識
- ・保険

IASBでは、金融危機対応プロジェクト(金融商品など)、2006年に米国会計基準委員会 (FASB)と締結した覚書に基づく基準共通化プロジェクト (Memorandum of Understanding project:退職給付会計など)、その他のプロジェクト(保険など)を同時並行で進めており、スケジュールの遅延が懸念されていました。

退職給付会計IAS19号に見直しに関しては2011年3月末までに基準決定・公表というスケジュールでしたが、関係の深い財務諸表の表示(その他の包括利益の表示)と同時に2011年4月に基準が公表されることとなりました。

⇒改正後IAS19号の適用日等については次頁参照

1-2. IAS19号改正の適用時期など

- IAS19号改正の適用日は2013年1月1日以降に開始される事業年度からとなる見込み
- 早期適用は可能となる見込み

～以下、メールマガジン転載～

国際会計基準における再測定 of 包括利益計算書での表示方法に関する議論について、3月17日に開催された国際会計基準委員会 (IASB) の理事会の状況をご案内します。

なお、この情報はIASBの正式な議事録に基づいたものではありません。

改正後IAS19号に適用時期は2011年2月15日に開催された理事会でも議論されていましたが、3月17日の理事会で再度審議が行われました。適用日については以下のとおり結論に至っています。

適用日は2013年1月1日以降に開始される事業年度から

早期適用は可能 (ただし、早期適用する場合は開示等も含めて改正後IAS19号の全てを適用すること)

早期適用する場合には「早期適用した」という事実を開示すること

また、2月理事会で議論された移行措置については、今回参照した資料 (注1) では直接言及されていませんでしたが「以前に合意した移行措置の内容を再確認する」と表現されています。

従って、移行措置については以下の内容となると思われます (2月理事会での暫定合意事項)。

移行措置は以下の点を除きIAS8号 (注2) を適用する

・過去の未認識の数理上差異・過去勤務費用は利益剰余金に直入 (それ以外の勘定は修正しない)

・計算の前提の変更に伴う感応度分析の開示は遡及適用しない

以上のとおり、適用日と移行措置は確定したといってよいと思われます。

しかし、開示に関する内容の詳細 (退職給付債務の内訳や制度資産の構成の例示など) の最終的な内容は示されていません。全てが明らかになるのは改正後IAS19号の公表時まで待つ必要があるようです。

なお、国内基準の見直し (ステップ1) については、3月開催の企業会計基準委員会では議題に上っていません。このため、年度内の議決が見送られることが確定的となり、公表は4月以降、場合によっては5月にずれ込むこともあるのではないのでしょうか。

(注1) 参考にした資料は「IASB daily staff Update 17March 2011」と「Deloitte IAS plusのNotes from the March IASB Meeting」です

(注2) IAS8号は会計基準の変更に伴う移行措置に関する基準です。基準の変更があった場合、新基準に基づく会計数値・開示を新基準を適用した期末から2期遡及して作成して開示します (会計数値については2期前の期首まで)。

今回のIAS19号に改正は「遅延認識の選択肢の廃止」や「計算の前提の変更に伴う感応度分析」など、新旧基準にかなり大きな差があります。この点に配慮して本文に記載したような「IAS8号の一部適用除外」が採用されたものと思われます。

1-3. IFRSとのコンバージェンスを巡る論議～連単同時か 連結先行か(2/2付日経記事「IFRSと日本」)

- 国際関係を鑑み、連結決算と単独決算との一致を意識しすぎてIFRSとのコンバージェンスを放棄する選択肢をとることは避けるべき

～以下、メールマガジン転載～

昨年中に確定する予定だった退職給付会計の改正基準(STEP1)は、今年の1～3月にずれ込んでいます。理由は、IFRSとのコンバージェンスについて、連結決算・単独決算ともに行うのか、あるいは連結のみ(少なくとも連結決算に先行して導入し、単独決算への導入は将来の検討事項とする)とするか意見が分かれているためといわれています。

もともとIFRSは連結決算を対象とする会計基準です。

International Financial Reporting Standard(国際財務報告基準)という名称が示すように、投資家への財政状況の報告を目的としたものであり、課税所得の計算(税法)や配当可能利益の算出(会社法)など各国の法体系に関わる部分について規定しようとしているわけではありません。したがって、国内の法体系と深く関わる単独決算はコンバージェンスを行わないというのも1つの選択肢ではあります。

ただ、課税所得の計算は企業会計の利益をベースにしながらも、税務上の益金・損金の加算・減算を行っているわけですからコンバージェンスを行わない決定的な理由になるわけではありません。配当可能利益については、その他の包括利益に計上された評価差額は配当可能利益とはなりません。

仮に、STEP2でIFRS改正案での費用処理方法(再測定をその他の包括利益に計上するが、その後損益計算書への組替処理を行わない)になったとしても、再測定を配当可能利益に含めるか否かは別途検討すべきと思います。

丁度、2月2日付けの日本経済新聞に「IFRSと日本」という記事が掲載されています。そこでは、単独決算への導入に慎重な意見、あるいはIFRS改正案での費用計上方法の変更の反対意見として代表的な考え方が表明されています。

前者については、上記の配当可能利益の計算あるいは財務制限条項への抵触などの問題、後者については再測定が損益計算書へ反映されず製造原価に反映されないことについて問題とする意見です。後者に関しては以下のような捉え方をすることも可能ではないでしょうか。

☞ 次頁へ続く

1-3. IFRSとのコンバージェンスを巡る論議～連単同時か連結先行か(2/2付日経記事「IFRSと日本」)

👉 前頁からの続き

年金に関する費用に、主にマーケット要因に基づく年金資産や退職給付債務の時価変動を含めるか否かは議論の分かれるところだと思います。従来の会計基準の基本的な考え方は、収益あるいは費用はキャッシュフローを期間配分したものと考えています。年金で言えば、年金資産の時価変動の結果を反映して掛金が支払われるため、会計上の費用も将来に及ぶ掛金総額を各期間に配分して算出するという考え方に基づいています。その意味で過去に発生した時価変動を、一定の期間で定期的に償却し、コストへ配分する方法は合理的といえます。ただ、この方法は償却年数の違いによってコストが異なってきます。平均残存勤務年数が償却期間の一応の目処となっていますが、毎期発生する評価損益を実現したものとみなして平均残存勤務年数で定期的に配分することが正しいのかはわかりません。必要なのは、投資家に何が起きているかを伝える方法として最良の処理方法は何かということです。

なお、原価計算に何を含めるかはIFRSでは特に言及していません。すでにIFRSを導入している欧州企業は、各社が数値を組み替えて製造原価を算出しているようです。確かに、会計基準の枠組みが大きく変更され、決算数値と製造原価との連動性が損なわれるとすれば不便な状況は想定されます。

IFRSに関する議論では、これまでの枠組みからのパラダイムシフトをどのように捉えるかについて、十分に整理されていないのかもしれませんが、確かに、ここで指摘した2つの論点、すなわち連単同時か連結先行か、あるいは組替処理の有無をどう考えるかは、今後コンバージェンスを進めるうえで大きな分岐点であると考えられます。

ただ、連結決算と単独決算とで異なる会計処理を行えば、かえって利用者や作成者の利便性が損なわれるという視点も忘れてはいけませんし、連結決算と単独決算を一致させることを意識しすぎるとIFRSとのコンバージェンスを放棄するリスクがあることも認識すべきでしょう。国際的な関係性を考えるとコンバージェンスの放棄という選択肢は避けるべきだと思います。

※平成23年3月31日現在、国内基準の見直し(Step1)については、議決が行われていません。
基準確定・公表は4月以降となります。

2. 給付減額



2-1. 10/9付 日経記事「OB年金 黒字でも減額承認」について

- 受給権者に対する現行の減額基準の変更なし
- 受給権者の減額は原則不可であるが、会社の業況等を踏まえ、真にやむを得ない場合には認められるケースあり

～以下、メールマガジン転載～

10/9付の日経新聞にて標記につき報道されておりますが、厚生労働省に趣旨をヒアリングしましたのでご案内いたします。

<ヒアリング事項>

- ・今回特に日経新聞より取材を受けた訳ではない。
- ・現行の(受給権者に対する)減額基準 1を変更するというものでもない。

<以下弊社見解>

従来より受給権者の給付減額については法令上の手続き等 2は定められているものの、実際に承認・認可されるか否かは過去の決算状況や業界動向等より「総合的に判断」するという従来のスタンスは変わっていないようです。

個別企業名も記事になっていますが、一概に連続赤字だから可能であるとか、黒字だから不可能であるとかそのようなシンプルなものではなく、年金生活者の生計に直接影響が大きい事項であるだけに原則不可ではあるものの、会社の業況や業界動向等を踏まえ、真にやむを得ない場合には認められるケースがあると考えべきです。

今回の記事にあった企業もそのようなケースに該当したのだと考えます。

したがって受給権者の給付減額を検討する場合には、事前によく行政と相談して頂くことが重要と考えます。

1法令等の要件

制度存続のため受給権者等の給付水準の引き下げが真にやむを得ないと認められること

事業主、加入者(員)及び受給権者等の三者による協議の場を設けるなど受給権者等の意向を十分に反映させる措置が講じられていること。

2手続き

全受給権者等に対し事前に給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること。

給付設計の変更について全受給権者等の2/3以上の同意を得ていること。

受給権者等のうち希望する者は当該者にかかる最低積立基準額に相当する額を一時金として受取ることができるようにすること。

2-2. 10/18付 日経記事「企業年金の35% 給付減額望む」 について

- 実態は企業年金の約10%程度が給付減額を望んでいるものと見られる。

～以下、メールマガジン転載～

10/18付の日経新聞にて標記につき報道されておりますが、一部弊社の推察も交え補足致します。

当該記事はR&Iと日本経済新聞社が行った調査を元にしておりますが10/18付R&I「年金情報」によりますと、今後採用したい主な対策としては以下のようなものになっています。

リスクの低い運用への移行	43.5%
予定利率の引き下げ	24.9%
掛金の引き上げ	14.5%
給付減額	9.9%

タイトルにある「35%」は、 と を足した数字となっていると思われませんが、一般に「 予定利率の引き下げ」は「 掛金の引き上げ」や「 給付減額」を伴うことから、今回は「 予定利率の引き下げ」を全て給付減額とみなして「35%」としているようです。

また、今回の調査はそもそも複数回答可であり、実際に予定利率の引き下げと給付減額を同時に考えているのであれば、そのように回答するはずですし、そういう意味で「35%」という数字はやや実態と乖離しているのではないかと考えます。

よって「約25%が予定利率の引き下げを検討しているが、うち約15%は掛金引き上げ、約10%は給付減額を併せて検討している」というのが実態に近いのではないかと推察します。

3. 年金確保支援法案の動向



3. 年金確保支援法案の動向

- 政府・与党は平成22年の臨時国会での成立を断念⇒継続審議入り
- 平成23年の通常国会での成立は不透明な状況

～以下、メールマガジン転載～

確定拠出年金制度の見直しなどを盛り込んだ「年金確保支援法案」につきまして、政府・与党は国会での成立を事実上断念したとのことです。

現在、同法案は参議院にて審議待ちの状況ですが、今国会の会期が3日までであるなか、問責決議が可決された仙谷官房長官らの参加を巡り、自民党など野党の反発が強く、2日に予定されていた参議院・厚生労働委員会が開催できない見通しであるためです。

政府・与党は同法案を継続審議とする方向とのことです。

⇒法案概要は以下の通り

法案概要	対象
• 一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大※1	厚年、DB
• 厚年基金の解散に関する特例措置※2	厚年
• 住基ネットからの住所情報等の取得	厚年、DB、DC
• 老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大(65歳まで)※3	DB
• 投資教育の充実	DC
• マッチング拠出※4	DC
• 拠出限度額決定の考え方の明示	DC
• 資格喪失年齢の引上げ※5	DC
• 中途引出要件の緩和	DC
• 自動移換者に係る強制裁定の実施	DC

※1…いわゆる「ズル抜け」防止

※2…特例解散の復活&修正

※3…現状、退職時に年金支給開始が可能な年齢は「50歳以上、60歳未満の規約で定める年齢」となっているが、この範囲が拡大され「50歳以上、65歳未満の規約で定める年齢(支給開始年齢未満の年齢)」とされる
⇒実務上影響は少ない(規約の作成方法を工夫することで現状でも60歳以降の退職時の年金支給開始が可能)

※4…企業型DC掛金について拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金を上回らない範囲で加入者拠出が可能となる

※5…資格喪失年齢を現行の「60歳」から「65歳」へ引上げることが可能となる

4. 閉鎖型適格年金の移行手続き簡素化



4. 閉鎖型適格年金の移行手続き簡素化

- 主に生命保険契約を対象とし、閉鎖型適年からDB年金への移行の更なる促進を目的として手続きの簡素化等の措置を講じるもの

～以下、メールマガジン転載～

1/21付日経記事「適格年金、移行手続き簡素化」について

本日(1/21)の日経新聞にて、標記につき報道されております。適格年金の他制度への移行を促すために、必要な手続きを簡素化することが柱であり、対象は「閉鎖型」の適格年金とされております。

本件は、主に生命保険契約を対象として検討されている措置であります。信託契約にも影響があるものとして、以下の内容等が現在検討されているようです。

規約申請における添付資料の簡素化

- ・給付の設計の基礎を示した書類に代えて、適年規約の添付を可能とすること
- ・労働協約等の添付の省略
- ・加入者に一定の資格を定める場合における他の企業年金等が適用される者の範囲についての書類の添付の省略
- ・労使合意に至るまでの労使協議の経緯の省略

あわせて「積立不足が生じない形態で運用されている生命保険の契約(例:生保一般勘定)」のみにかかる措置として、以下の内容等が検討されているようです。

運用基本方針の作成の省略

事業報告書および決算報告書の記載事項の一部省略

責任準備金および最低積立基準額の計算において、生命保険契約で用いる予定利率および予定死亡率を用いることを可能にすること

財政再計算報告の提出を決算報告の提出で代替すること

当該契約については、実施事業所で既に確定給付企業年金を実施している場合も、制度終了までの間、複数の確定給付企業年金の実施を可能とすること

【補足】

平成23年3月31日付で省令※1および通知※2が改正され、上記の内容が施行されています。

※1 確定給付企業年金法施行規則

※2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

5. 退職所得に関する税制改正



5. 12/14付 日経記事「個人増税5500億円」について

- 政府税制調査会が退職所得の税制に関するものを含む個人課税の見直しを税制改正大綱に盛り込む。
- 勤続年数5年以下の法人役員は、2分の1課税を廃止
- 退職所得に係る個人住民税の10%の税額控除を廃止

～以下、メールマガジン転載～

12/14付の日経新聞(1面)にて、政府税制調査会が個人課税の見直しを税制改正大綱に盛り込むと報道されていますが、退職所得の税制に関するものがありますので、補足致します。

当該記事(「平成23年度税制改正で個人課税は大幅増税に」の表)によれば、「勤続年数5年以下の場合の優遇措置を廃止」とあります。

しかし、政府税制調査会の資料によりますと「勤続年数5年以下の法人役員の退職金について、2分の1課税を見直す」となっています。つまり、退職所得の課税方法につき、控除額控除後の額の2分の1とする措置を廃止するということです。

上記は、11/26付のメールマガジン※にてお知らせしておりますが、前回からの変更点としては勤続年数の要件が「7年または5年以下」から「5年以下」とされたものです。

また、政府税制調査会の資料によりますと、「退職所得に係る個人住民税の10%税額控除については、廃止する。」とされました。

これは10%の税額控除を導入した昭和42年当時と現在では、金利水準が大きく異なっていることによると考えられます。退職所得に係る個人住民税は、現年課税(退職金受領時に退職金から控除して、その年に納税すること)となっており、10%の税額控除は、国税に比べて1年早く納税することによる運用利益の逸失分として導入されたもので、現在の金利水準を勘案すると必要性のないものと判断されたようです。

政府税制調査会は、年末に予定している税制改正大綱の閣議決定に向けて継続的に開催される予定であり、今後も動向をウォッチしていきます。

※次頁参照

5. 12/14付 日経記事「個人増税5500億円」について

※11/26付日経新聞「所得税見直し本格化」について

11/26付の日経新聞(5面)にて、政府税制調査会が所得税等の個人課税の見直し案を示し、制度改正の本格検討に入ったと報道されていますが、退職所得の優遇税制に関するものがありましたので、補足致します。

当該記事(税見直しのたたき台の表)によれば、退職所得の優遇税制について「在職期間が7年程度、5年以下の場合を適用外とする2案を提示」とされており、在職期間が7年または5年以下の退職者は退職所得の優遇税制の適用対象外となるように読めます。

しかし、政府税制調査会の資料によりますと、この案の対象は法人役員に限定されており、「短期の在任期間でも、一般従業員に比べ高額な退職慰労金を受け取る場合は、累進緩和措置(2分の1課税)の対象外とすべきではないか」という考え方により税制改正が検討されているようです。

また、記事の「7年程度」は役員の平均在任期間、「5年以下」は譲渡所得の税制(5年以下の短期譲渡所得は優遇されないこと)が根拠となっているようですが、政府税制調査会の見直し案ではこれらの期間を参考として、役員の退職慰労金について、2分の1課税を見直すことが提案されています。

政府税制調査会は、年末に予定している税制改正大綱の閣議決定に向けて継続的に開催される予定であり、今後の動向をウォッチしていきます。

<ご参考: 現行の課税退職所得>

課税退職所得 = (退職金額 - 退職所得控除額) × 1/2(累進緩和措置)

勤続年数20年まで 1年につき40万円

勤続年数20年超 1年につき70万円

【補足】

この税制改正内容を盛り込んだ改正法案(「所得税法等の一部を改正する法律案」、「地方税法等の一部を改正する法律案」)は平成23年1月に衆議院に提出されていますが、平成23年度予算を巡る与野党対立の影響で審議は停滞し、法案成立の時期は未定です。

6. 運用3号



6. 運用3号

- 運用3号とは第3号被保険者に係る保険料未納に伴う無年金、低年金を救済する措置のこと

1. 「運用3号」とは

◇措置の内容

専業主婦に代表される第3号被保険者であったものが第1号被保険者となる(※1)ための手続を行っていなかった(記録不整合)場合、本来第1号被保険者とすべき期間を第3号被保険者であったものとみなし、保険料未納に伴う無年金、低年金を救済する措置

※1 以下のようなケース

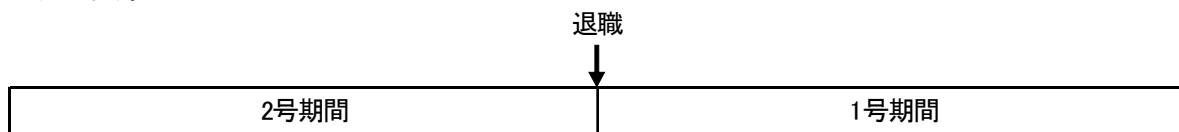
- ・ 配偶者である第2号被保険者が被用者年金制度の資格を喪失して第1号被保険者となる場合
- ・ 第3号被保険者の収入が年収130万円以上に増加したことによって扶養から外れた場合

◇仕組みの概要

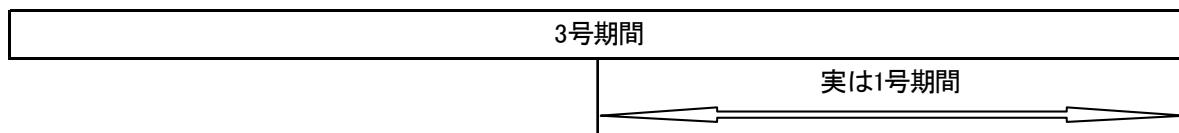
- (1) 既に受給権者となっているものについて、給付額等の現状を変更しない。
- (2) 被保険者について、保険料の時効が到来していない過去2年間は第1号被保険者へ種別変更。それより前の期間は現状を変更しない(運用3号期間とする。)

① 不整合記録(現状)

○夫の記録



○本人(妻)の記録



② 運用3号期間(判明後の取扱い)

○本人(妻)の記録



6. 運用3号

2. 「運用3号」導入に至る経緯

◇時系列

- (1) 平成21年11月 旧社会保険庁職員へのアンケートにより大量の記録不整合発覚
- (2) 平成22年3月 年金記録回復委員会(※2)の助言も受けて「運用3号」を決定
- (3) 平成22年12月 「運用3号」に係る課長通知発出
- (4) 平成23年1月 「運用3号」実施

※2 厚労相への助言機関

◇導入時に検討された事項への結論

- (1) 従来の考え方による記録是正
⇒ 大量の低年金・無年金者の発生に伴う混乱回避の為、この方法は採用しない。
- (2) 法改正による対応
⇒ 時間を要し、かつ第3号被保険者制度そのものに関する議論への発展懸念有。早急なる問題解決のため、この方法は採用せず、課長通知とする。

3. 「運用3号」の問題点

◇不公平感

- (1) 第1号被保険者となる手続を行った者は保険料を負担しているのに、「運用3号」では負担しなくてよいこと。⇒モラルハザード発生懸念有
- (2) 平成22年12月までに第1号被保険者となる手続を行った者で未納期間がある者は年金減額となるのに、「運用3号」では減額にならないこと。

◇法令違反懸念

誤った現状を正しいと追認する措置を、法改正でなく課長通知により運用すること。

◇旧社会保険庁の怠慢の転嫁

3号→1号への種別変更は本人の手続が必要だが、制度周知の不徹底にも起因すること。

4. 導入から現在までの経緯

- (1) 1月31日 年金記録回復委員会にて「運用3号」の概要報告
- (2) 2月16日 年金業務監視委員会(※3)にて「運用3号」に対する是正意見多数有り
- (3) 2月24日 厚労相が「運用3号」の手続留保を表明
- (4) 2月25日 厚労相・総務相連名で記録不整合問題への対応及びその留意点を発表
- (5) 2月28日 年金業務監視委員会にて「運用3号」につきこれまでの経緯等のヒアリング
- (6) 3月2日 厚労相が記録不整合問題の経緯と今後の対応につき談話を発表
- (7) 3月8日 厚労相が「運用3号」通知の廃止と法改正による救済方針とする談話を発表

※3 総務相への意見具申機関

5. 現在検討されている今後の対応策

- (1) 特例納付(過去の未納付期間分を納付できる)を実施
- (2) 特例納付する資力のない者には、特例カラ期間(新規措置)を認め、受給資格判定期間に合算
- (3) 「運用3号」適用で年金を受け取る人にも返還を求める
➢いずれも法改正が必要な内容であり、「3年間の時限立法」によることが検討されている。

7. その他



7-1. 12/21付 日経記事「年金5年ぶり減額」について

- 平成23年度の公的年金支給額が引き下げられる見込み
- 平成22年の物価水準が下落し平成17年の水準を下回る見込みとなったため

～以下、メールマガジン転載～

標記につきましては 12/21付の日経新聞で報道されておりますが、老齢基礎年金が減額される仕組みについて改めてご案内いたします。

老齢基礎年金の額は一定額に改定率を掛けて計算されます。

この改定率は賃金や物価の変動に応じて見直されることになっていますが、現在(平成22年度)の老齢基礎年金額は特例措置により792,100円 1が適用されています。

この特例措置 2は平成17年の物価水準 3を基準として物価水準が上回っても年金額は据え置きますが、物価水準が下回った場合にはその分年金額を引き下げるといいます。

平成18年以降、物価水準は上昇・下落がありながらも平成17年の物価水準を下回ることには無かったのですが、平成22年の物価水準が下落し平成17年の水準を下回る見込みとなったため、今回の年金額の減額報道となったものと思われます。

なお、今回の記事は公的年金の物価スライドにかかるものであり、厚年基金の代行部分には直接的に影響しないことを申し添えます。

- 1...平成17年の物価水準を基準として定めた平成18年度年金額
- 2...平成12～14年度で年金額を減額すべきところを減額しなかったことを背景とした措置
- 3...直近で特例額が改定された基準となった物価水準

【補足】

- 平成23年1月に厚生労働省から正式に平成23年度の老齢基礎年金額の公表がありました。
- 0.4%引き下げの788,900円(年額)となります。

➤ 現在先進国を中心とした12カ国と協定発効。対象国を新興国へ拡大中

～以下、メールマガジン転載～

これまで、政府は先進国を中心に社会保障協定を締結してきましたが、近年は、新興国での企業活動が拡大してきたことに伴い、新興国との協定締結も進められています。

【社会保障協定の概要】

社会保障協定とは、日本の事業所から諸外国に派遣される者や、諸外国から日本に派遣される外国人についての年金保険料等に関する2国間協定をいいます。社会保障協定が締結されていない場合、以下の2つの問題が生じます。


- 1.保険料の二重払い...日本と相手国の両方の社会保障制度に加入し、二重の保険料を支払わなければならない。
- 2.保険料の掛け捨て...相手国での就労期間が短い場合、相手国の公的年金制度に加入したとしても、制度加入期間が年金の受給に必要な資格を満たさず、保険料が掛け捨てとなる。

これらの問題を解消すべく現在までに社会保障協定が発効された国は、先進国を中心とした以下の12カ国です。

ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド

近年、アジアをはじめとした新興国への日本企業の進出・企業活動が活発化しており、政府は社会保障協定の対象国を新興国へと拡大しています。直近では、今年1月からインドと予備協議に入っており、現在、署名済や交渉中の国は以下の10カ国です。

イタリア・ブラジル・スイス・ハンガリー・ルクセンブルク・スウェーデン・フィリピン・スロバキア・オーストリア・インド

 次頁へ続く

7-2. 1/29付 日経記事「年金協定、新興国に拡大」について

☞ 前頁からの続き

【社会保障協定の内容】

日本が諸外国と締結する社会保障協定には以下の取り扱いがあります。

1. 保険料の二重払い防止... 相手国での勤務期間が5年以内と見込まれる場合、日本の社会保険事務所への適用証明書の申請および相手国の事業所への適用証明書の提出により、相手国の社会保障制度への加入が免除され、日本の社会保障制度に継続加入できる。勤務期間が5年を超える見込みの場合は、相手国の制度のみに加入する。
2. 加入期間の通算... 相手国の制度に加入する場合、受給資格取得のために必要な加入期間(厚生年金保険は25年以上)について、相手国の制度に加入していた期間も通算して両国の受給資格を判定する。年金給付は、両国の各加入期間に対応する年金給付が、両国より各々支給される。

出典: 厚生労働省HPより作成

【中国との社会保障協定について】

上記のとおり、日本と先進国との社会保障協定は既に12カ国と締結されていますが、今後の最重要対象国は、日本の現地駐在員が最も多い中国ということになると思われます。

中国では、年金(養老)、医療、労災、失業、出産にかかる統一的な法令である社会保険法が、平成22年10月の全国人民代表大会常務委員会で可決され、平成23年7月に施行されます。この社会保険法の97条で、日本の厚生年金保険にあたる基本養老保険を外国人従業員にも適用するとしています。

しかし、実際の適用については細則や実施条例等の公布を待たないと不明であり、すぐに強制適用になることはないとの観測ですが、いずれ日本・欧米並みに義務化されれば、日系現地法人の経営にも大きな影響を及ぼすものであり、中国との社会保障協定は急がなければならないと言えます。

ただし、中国との社会保障協定の締結には次の課題があります。

1. 中国の行政や法令適用は、省、直轄市、自治区単位で動いており、外国人従業員の基本養老保険適用の取扱いも行政単位で異なる可能性があること。
2. 中国の基本養老保険は、現在、県、市単位の運営から省単位の運営(財政、転職時の通算等)に改革中であり、制度の全国統合にはまだかなり時間がかかると思われ、中国と海外諸国との期間通算にかかる協定は当面困難と思われること。

従って、中国との社会保障協定は、当面、二重加入防止協定に限定されると思われますが、既に、ドイツは2002年に、韓国は2003年に二重加入防止の協定を締結しており、日本も二重加入防止の協定は急ぐ必要があると思われます。

中国の年金事情について、今後も、新たな情報等が入手できれば、この紙面でお伝えしていく予定です。

8. 当資料掲載の平成22年10月～平成23年3月のMUTB年金メールマガジン一覧



8. 当資料掲載の平成22年10月～12月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年10月	・厚生年金基金の会計事務執行の点検について【厚年】 (No.383)	(○)			
	・10/9付日経新聞「OB年金 黒字でも減額承認」について【厚年、DB】 (No.394)	○		○	
	・10/18付日経新聞「企業年金の35% 給付減額望む」について【厚年、DB】 (No.402)			○	
	・代行返上時の物納手続等の一部改正に関する意見の募集について【厚年】 (No.413)	(○)	(○)		
	・年金記録の突き合せの事務処理要領の改正(通知・事務連絡の発出)について【厚年】 (No.415)	(○)			
平成22年11月	・年金確保支援法案の動向等について【厚年、DB、DC】 (No.435)	○	○	○	
	・11/26付日経新聞「所得税見直し本格化」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.448)				○
平成22年12月	・「年金確保支援法案」の動向について【厚年、DB、DC】 (No.453)	○	○	○	
	・平成23年度の下限予定利率の見込みについて【厚年、DB、適年】 (No.456)		○		
	・12/14付日経新聞「個人増税5500億円」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.472)				○
	・12/21付日経記事「年金5年ぶり減額」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.484)				○

※ ()はDB年金以外に関する事項です。

8. 当資料掲載の平成23年1月～2月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年1月	・通知「厚生年金基金の事業運営について」について【厚年】 (No.495)	(○)			
	・1/7付日経記事「企業の厚生年金 代行返上 が増加」について【厚年】 (No.499)	(○)			
	・1/21付日経記事「適格年金、移行手続き簡素 化」について【適年、DB】 (No.513)	○			
	・1/29付 日経新聞「年金協定、新興国に拡大」 について【厚年、DB、適年、DC】 (No.524)				○
平成23年2月	・IFRSとのコンバージェンスを巡る論議～連単同 時か連結先行か(2月2日付日本経済新聞 「IFRSと日本」)【厚年、DB、適年】 (No.528)				○
	・2/6付日経記事「厚生年金の運用調査」につ いて【厚年】 (No.534)	(○)			
	・適格退職年金、確定給付企業年金への移行 手続き簡素化等について意見募集開始【適年、 DB】 (No.541)	○			
	・厚生年金保険法関連の意見募集について 【厚年】 (No.545)	(○)			
	・2/18付日経新聞記事「専業主婦の年金特例で 応酬」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.549)				○
	・2/25付日経新聞記事「年金未納 専業主婦救 済見直し」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.558)				○
	・2/28付日経新聞記事「財政難の51厚年基金 積み立て不足3700億円」について【厚年】 (No.560)	(○)	(○)		

※ ()はDB年金以外に関する事項です。

8. 当資料掲載の平成23年3月のMUTB年金メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年3月	・3/1付日経新聞記事「主婦の年金 救済どこまで」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.563)				○
	・3/3付日経新聞記事「主婦の年金 新たな対策検討」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.566)				○
	・厚年基金の積立不足報道について【厚年】 (No.572)	(○)	(○)		
	・3/9付日経新聞記事「主婦年金救済 追納、全期間可能に」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.574)				○
	・3/10付日経新聞記事「つなぎ法案、3ヶ月間」について【厚年、DB、適年、DC】 (No.576)				○
	・地震関連での厚労省通知について【厚年】 (No.586)	(○)			(○)
	・IAS19号改正の適用時期など【厚年、DB、適年】 (No.591)				○
	・東北地方太平洋沖地震に対処するための特例等に係る信託協会からの要望について【厚年、DB、適年、DC】 (No.594)				○
	・3/25付日経「厚生年金保険料を免除」について【厚年】 (No.599)				(○)
	・IASBの作業計画表の更新【厚年、DB、適年】 (No.603)				○
	・年金関連法案の動向について【厚年、DB、DC】 (No.608)	○	○	○	

※ ()はDB年金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))